

森林環境教育の振興 【基本施策3-(2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供するとともに学習の機会の増大を図ります。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林や林業について学習できる場を確保するとともに、インタープリター（森の語り部）の育成など、受け入れに必要な条件整備を進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民への森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラムの作成や学習環境を整備するとともに、指導者の育成などを進めます。

